

満洲事変と昭和天皇

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1524

満洲事変と昭和天皇

山田 朗

要旨 満洲事変（一九三一年）が勃発した当初、天皇は、一方で関東軍のやり方が、英米・国際聯盟を刺激するのではないかと憂慮しつつも、他方で大元帥として、中央・出先の将兵の士気を鼓舞するためにも軍事的な勝利・成功は賞賛するという行動をとった。そして、英米などと決定的に衝突しない範囲であるならば、日本の勢力圏を拡大していくことを容認したのである。

その後、一九三三年に関東軍が熱河省に侵攻して、国際聯盟脱退へと事態が進展する中で、天皇は、内閣の方針を確認しないままに、参謀総長に作戦の許可を与えてしまうという大きな失策をおかしてしまう。

このような政治と軍事の摩擦、激動する現実政治の中で、天皇は、陸軍がおしすすめる膨張主義にたいして、時にはそれを抑制し、時には賞賛して士気を鼓舞しながら国威を発揚していくやり方を体得していったといえる。国際関係を考慮しての「穏健さ」と、機を見て勢力圏を拡大しようとする膨張主義という、昭和天皇の君主としての行動様式は、基本的にこの満洲事変・熱河侵攻の時期に形成されたものであるといえる。

キーワード：昭和天皇、大元帥、満洲事変、熱河作戦、統帥権

はじめに——本稿の目的——

本稿の目的は、柳条湖事件と熱河侵攻作戦にたいする昭和天皇の言

動から、満洲事変期における大元帥としての昭和天皇の思想を明らか

にすることにあり、軍事大国の統帥権の保持者としての昭和天皇の思想と行動については、すでに藤原彰『昭和天皇の十五年戦争』（青木

書店、一九九一年）や拙著『大元帥・昭和天皇』（新日本出版社、一九九四年）、さらに安田浩『天皇の政治史』（青木書店、一九九八年）

などにおいてその概要は明らかにされている。本稿は、拙著『大元帥・昭和天皇』と内容面で重複する部分もあるが、拙著刊行後に公表・公開された史料をも含めて分析・検討し、あらためて満洲事件期の軍事君主としての昭和天皇像を提示したい。

I 満洲事変の勃発と昭和天皇

満洲事変は、一九三一年（昭和六）九月一八日午後二〇時二〇分頃、奉天（現在の瀋陽）近郊・柳条湖における満鉄線爆破事件を発端に引き起こされた関東軍による計画的軍事行動である。昭和天皇は、翌一九日午前九時四五分に南次郎陸軍大臣より「奉天附近ニテ日支両軍衝突我軍北大宮ヲ攻撃占領セル」旨の報告を受けた^①。また、同日午後三時には金谷範三参謀総長が参内し、関東軍の要請により朝鮮軍の混成旅団が鉄道で出発しようとしているので、参謀本部が制止している旨を奏上した。金谷参謀総長は、「専断派兵ノ処置ニ関シ恐懼ノ意ヲ表^②」した。「専断派兵」について「恐懼」したということは、この時すでに参謀総長は、朝鮮軍の行動について統帥権を犯すものではないか、との心配をしていたことを示している。

しかし、朝鮮軍は、二一日には参謀総長の待機命令を無視して、独断で満洲領内に越境攻撃を開始した。金谷参謀総長は、同日「誠ニ恐懼ニ堪ヘサル」旨奏上している。金谷は重ねて朝鮮軍の不始末を天皇に詫びている。天皇は、二一日に若槻首相に「満洲事件の拡大せざる様との閣議の趣は適当^③」と言い、二二日にも「行動ヲ拡大セサル様^④」

に侍従武官長・奈良武次大将に指示しており、基本的には事態不拡大という希望を表明している。だが、天皇も、奈良武官長も、まだ日中両軍の軍事衝突という事態をしばらくすれば自然に鎮静すると比較的樂觀視していたようで、事件を引き起こした関東軍そのものの行動を強く抑制しようとした形跡がない。また、二二日午後、金谷参謀総長がさきに独断越境した朝鮮軍の混成旅団について、派遣を追認するよう許可を求めたのにたいし、「此度は致方なきも将来は充分注意せよ^⑤」とあっさり、朝鮮軍の行動を認めてしまったのである。参謀本部は、同日、奉勅命令としての臨参命第一号を発令した。「臨参命」は、のちに日中全面戦争が勃発し、大本営が設置されてから発令された「大陸命」に相当するものである。第一号ということから分かるように、昭和天皇にとっては、最初の最高軍事命令である。

臨参命第一号

命令

朝鮮軍司令官隷下部隊ヨリ左記部隊ヲ満洲ニ派遣シ関東軍司令官ノ指揮ヲ受ケシム

左記

歩兵 一旅団（一大隊欠）

騎兵 一中隊

野砲兵 二大隊

工兵 一中隊

飛行 二中隊

通信隊 一隊

右諸隊ハ鴨緑江通過ノ時ヲ以テ関東軍司令官ノ指揮ニ入ルモノトス

細項ニ関シテハ参謀総長ヲシテ指示セシム

昭和六年九月二十二日

奉勅

参謀総長 金谷範三

朝鮮軍司令官 林 銑十郎殿

関東軍司令官 本庄 繁殿⁷⁾

昭和天皇による第一号の最高軍事命令が、朝鮮軍の独断出兵の事後承認だったことは、奉勅命令としての「臨参命」の権威を著しく損なうものであった確かである。しかしながら、天皇が、この段階で、関東軍の戦線拡大と朝鮮軍の独断越境という事態をきわめて深刻にとらえたという証拠が見いだせないのは、侍従武官長・奈良武次の樂觀論の影響であると思われる。奈良は、事変勃発直後の九月二一日、天皇や牧野伸顕ら側近たちにも「此上積局〔極〕的軍隊の進出はあるまじく、支那側の対抗もあるまじく」⁸⁾などと希望的観測を表明している。天皇や側近たちをたいする奈良侍従武官長の軍事専門家としての権威は絶大なものであり、その影響は大きかった。

奈良侍従武官長は当初、関東軍の戦線拡大そのものをさして憂慮せず、むしろ問題は「朝鮮軍司令官ノ独断専行並ニ参謀総長ノ不取締」⁹⁾にあり、その「責任ハ時局平静ヲ待テ詮議」すればよいと見ていた。また、朝鮮軍司令官の独断専行についても、「大権干犯」あるいは司

令官による「擅権」といった大げさなものではないと認識していたようである。もし、「大権干犯」あるいは「擅権」といったレベルで憂慮していたならば、「責任ハ時局平静ヲ待テ詮議」すればよいなどと悠長なことは言っていられなかったはずである。だが、奈良は、明らかに事態を樂觀していた。昭和天皇も基本的には奈良の情勢認識に同意し、彼のアドバイスに従って行動したものと見てよい。

天皇は、事変勃発直後の『牧野伸顕日記』や「奈良武次日記」の記述からも明らかのように、関東軍の行動が拡大の一途をたどり、軍が満蒙の分離独立を策動していることをある程度は懸念していたものの、その一方で、日本側が軍事的に劣勢になることも認めなかった。天皇は、奈良侍従武官長にたいして、一〇月九日に、

錦州附近ニ張学良軍隊再組織成レハ事件ノ拡大ハ止ムヲ得サルヘキカ、若シ必要ナレバ余ハ事件ノ拡大ニ同意スルモ可ナリ¹⁰⁾

と述べ、参謀総長の意見を聞きたいと言っている。奈良は、天皇の発言をただちに参謀次長・二宮治重少将に伝えている。張学良軍が体勢を立て直して一戦を挑むならば、「拡大」にも同意するというわけである。天皇の条件つきではあるものの「拡大」を容認する発言が、奈良を介して、参謀本部に伝えられたことの意味は大きい。関東軍は、一〇月八日には、作戦参謀・石原莞爾中佐自らが指揮をとり、錦州の無差別爆撃を行うなど、軍事行動をエスカレートさせていた時でもあり、天皇の条件つき「拡大」容認論は、陸軍内の拡大派を大いに勇気づけたであろう。

ただ、この段階では天皇にも迷いがあったことは確かである。条件つき「拡大」容認発言の前日、一〇月八日には、天皇は「本庄〔繁、関東軍〕司令官ノ声明及布告ハ内政干渉ノ嫌ヒアリ」と四日に本庄が発した張学良政権にたいする否認声明を批判し、さらに

出先軍部ト外務官吏トノ間ノ意見ノ相違ハ、陸軍ハ滿蒙ヲ独立セシメ其政権ト交渉セントスルニ反シ外務側ハ其独立政権ヲ好マサル点ニアリト認ム、此点陸軍ノ意見適當ナラサル様思ハル 其積リニテ陸軍中央部ニ注意スルヨウニ¹³

と発言している。関東軍と陸軍中央の滿蒙独立論にたいして、天皇は「適當ナラサル」と否定的な見方をしている。翌日の条件つき「拡大」容認発言とあわせて考えてみると、天皇は、関東軍による内政干渉（張学良政権否認）・独立政権樹立という穩当ならざる手法は明らかに嫌悪していたが、張学良政権の存在を認めたと上で、それを軍事的に屈服させることは何ら否定するものではなかったといえる。英米など大国との直接的な摩擦を避けつつ、滿洲において日本の權益が拡大できれば、あるいは軍事力によって国威が発揚できれば、それに越したことはない、という立場である。日本の權益拡大の手法があまりにも乱暴・露骨な場合や、明らかに英・米など大国との衝突を招きそうな場合には、天皇は強い反発をしめた。

国際聯盟の警告と同理事会による撤兵勧告案の決定をもととせず、また、ソ連との衝突を懸念する国内の声を無視して関東軍は、一一月一九日にはチチハルを占領、一九三二年一月二日には錦州を、二月五

日には北部滿洲の要衝であるハルビンまでも占領した。そして、三月一日には「滿洲国」建国が宣言され、関東軍による張学良政権否認¹⁴ 独立政権樹立の路線は貫徹されてしまった。やはりこの間も天皇は、対外的な影響を思つて関東軍の強引な手法を憂慮しつつも、関東軍による国威発揚は認めるという姿勢をとった。

天皇は、一九三一年一月二三日、犬養毅首相兼外相に「錦州不攻撃の方針を下」し、「國際間の信義を尊重すべきを諭」した¹⁵。また、二五日にも「錦州攻撃の對外影響に付、深く御軫念遊ばされ」、犬養に下問したという。また、三二年一月一日、首相に「支那の云ひ分も少しは通して遣る方可然」と言い¹⁶、八日には陸軍始観兵式の帰りに鹵簿に爆弾を投げつけられるという事件に遭遇しながらも、慌ててかけつけた牧野伸顯内大臣にたいして事件のことにはふれず「滿洲問題に付御軫念の程を種々」語ったというから、天皇が滿洲問題について頭を痛め（関東軍の錦州攻略が國際聯盟を刺激しないかどうか）、中国側との交渉の余地を残すようなある程度ソフトな解決を志向していたようである。

だが、同じ時期の天皇のもう一面の行動が、軍部・関東軍をいたく勇気づけたことも確かである。その第一は、天皇による関東軍への地上兵力増強命令であり、第二は、勅語による激励である。

二月一七日、天皇は臨參命第九号を裁可した。事変勃発直後に朝鮮軍一個旅団が関東軍に増援（ただし事後承認）されて以来、飛行部隊や輸送關係部隊の派遣・交代はあったものの、関東軍への有力な地

上部隊の派遣はなされていなかった。しかし、臨參命第九号は、事変勃発以来、最大規模の地上部隊の増派を命じたものであり、関東軍の作戦遂行能力を大いに向上させたのである。また、臨參命第九号の内容を見ると、これが単なる関東軍増強でないことがわかる。

臨參命第九号

命令

- 一 満洲及北支那ニ左ノ如ク兵力ヲ派遣ス
 - 混成旅団一 司令部及歩兵四大隊、騎兵、野砲兵各一中隊、工兵一小隊、通信隊衛 生班各一（第十師団ヨリ）
 - 戦車隊一
 - 十五榴大隊一 本部及二中隊（第十二師団ヨリ）
 - 十加中隊一（近衛師団ヨリ）
 - 自動車隊一（第一師団ヨリ）
 - 輸送監視隊二（近衛及第一師団ヨリ各一）
 - 患者輸送部班一（第一師団ヨリ）
 - 鉄道中隊一（近衛師団ヨリ）
- 以上満洲ニ
 - 臨時派遣隊一 本部及歩兵二大隊、野砲兵一中隊、工兵一小隊、通信隊、衛生班各一（第五師団ヨリ）
- 以上北支那ニ
 - 二 近衛、第一、第五、第十及第十二師団長ハ夫々前項ニ示ス部隊ヲ満洲若ハ北支那ニ派遣シ関東軍司令官若ハ支那駐屯軍司令官

ノ隸下ニ入ラシムヘシ

右諸部隊ハ大連若ハ北支那沿岸上陸ノ時ヲ以テ夫々関東軍司令官若ハ支那駐屯軍司令官ノ隸下ニ入ルモノトス

三 細項ニ関シテハ參謀総長ヲシテ指示セシム

昭和六年十二月十七日

奉勅

參謀総長 金谷範三

- 関東軍司令官 本庄 繁殿
- 支那駐屯軍司令官 香椎 浩平殿
- 近衛師団長 岡本連一郎殿
- 第一師団長 林 仙之殿
- 第五師団長伯爵 寺内 壽一殿
- 第十師団長 廣瀬 壽助殿
- 第十二師団長 木原 清殿^①

臨參命第九号は、一個混成旅団を派遣して関東軍を数量的に増やしただけでなく、戦車隊や十五榴（一五センチ榴弾砲）や十加（一〇センチ加農砲）といった重砲部隊を増強し、さらに自動車隊や鉄道中隊といった輸送力を向上させようとしたものであった。さらに、この命令によって、関東軍だけでなく、支那駐屯軍（司令部は天津）へも二個歩兵大隊を基幹とする地上兵力が派遣されることになった。関東軍が錦州への圧力を強めつつあったこの時点で、関東軍と支那駐屯軍の双方に兵力増強を天皇が命令したことは、兵力不足に悩み、華北方面からの中国軍反撃の可能性を懸念していた関東軍を安堵させたことは

確かである。

また、一九三二年一月四日、天皇は、荒木貞夫陸軍大臣・大角岑生海軍大臣にたいして、「軍人に賜はりたる勅諭」五十年記念の勅語を下賜したのにつづいて、八日午前、代々木練兵場での陸軍始の大観兵式で閲兵をおこない、午後には閑院宮載仁参謀総長を宮中に呼び、閑東軍にたいして「勅語」を与えている。

閑東軍へ勅語

曩ニ滿洲ニ於テ事変ノ勃発スルヤ自衛ノ必要上閑東軍ノ將兵ハ果
断神速寡ク衆ヲ制シ速ニ之ヲ芟討セリ爾來艱苦ヲ凌キ祁寒ニ堪
へ各地ニ蜂起セル匪賊ヲ掃蕩シク警備ノ任ヲ完ウシ或ハ嫩江齊々
哈爾地方ニ或ハ遼西錦州地方ニ氷雪ヲ衝キ勇戦力闘以テ其禍根ヲ
抜キテ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス汝將兵益々
堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ朕ガ信倚ニ対ヘンコトヲ期
セヨ⁽¹⁸⁾

この勅語において天皇は滿洲事変が「自衛」であり、閑東軍が戦っているのが「匪賊」であるとしたうえで、閑東軍の「寡ク衆ヲ制」する「勇戦力闘」を「皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス」とほめ称えた。これにより、閑東軍の謀略と朝鮮軍による越権行為で始められた滿洲事変は、天皇によって「東洋平和ノ基礎ヲ確立」する正義の戦いと認定された形となったのである。閑東軍の行動が、天皇によって正義の戦いであると公に認定されたことは、閑東軍や朝鮮軍の事変勃発時の越権・逸脱行為を帳消しにしてしまっただけでな

く、国内の滿洲事変に対する反対論を封殺する機能を果たした。

天皇は一方で閑東軍のやり方が乱暴で、英米・国際聯盟を刺激しな
いかと憂慮しつつも、他方で日本陸海軍の大元帥として、中央・出先
の將兵の士気を鼓舞するために軍事的な勝利・成功は賞賛するとい
う分裂した行動をとったといえる。

II 熱河侵攻作戦と昭和天皇の失敗

一九三二年一月八日の勅語において昭和天皇は、「皇軍ノ威武ヲ中
外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス」と閑東軍の戦果を称揚したように、
たとえかなり乱暴な手法をとったとはいえ、この後、「滿洲国」とい
う既成事実ができあがり、結果的に日本の勢力圏が拡大したことは、
天皇にとって必ずしも困ったことではなかったといえる。そもそも天
皇は、滿洲だけならば、日本が勢力圏に組み込んでも英米は黙認する
のではないかと考えていたふしがある。『昭和天皇独白録』では日中
戦争の勃発に關連した部分で、

滿洲は田舎であるから事件が起つても大した事はないが、天津北
京で起ると必ず英米の干渉が非道くなり彼我衝突の虞があると思
つた。⁽¹⁹⁾

と語っている。これは、間接的ではあるけれども、天皇の滿洲にた
いする認識を知らずも示している。滿洲だけなら列国との関係上もお
そらくは大丈夫であろうという考え方が、結局は閑東軍の行動を追認
してしまつた根底にはある。だが、これは、英米などの大国との衝突

が必至ならば、話は別だということである。その証拠に、一九三二年末より関東軍が、満洲Ⅱ東三省の領域から踏み出して、東三省と華北（河北省）との回廊部分である熱河省に侵攻して武力併合しようとする動きを見せ始めると、天皇は、これ以上の膨張は英米・国際聯盟の決定的反発をまねくとみて、これまでにない強い調子で出先軍を抑制しようとした。そして、一九三三年始早々に、満洲と華北の境界であり、万里の長城の東端に位置する山海関において日中両軍の衝突が報じられると、天皇は、これを機会に関東軍が一举に熱河にも侵攻するのではないかと大いに憂慮し、一月九日、政府・軍の方針を一致させ、出先軍をしっかりと統制するために御前会議を開催したらどうか、と天皇みずからが牧野内大臣・鈴木貫太郎侍従長らに提案している。²⁰ もっとも、牧野は、日記に「御前会議の事は前々より数度問題に上りたる事なるが、……若槻以来犬養も之を好まず……」²¹と記しているの²²で、天皇による御前会議の提案は、満洲事変勃発直後から何度かあったものと思われる。政・戦略、国務と統帥の統一を図ろうとする、また、しばしば御前会議を開いた明治天皇のごとくありたいという天皇の意欲が感じられる。

天皇自身による御前会議の提案について、鈴木侍従長は、元老・西園寺公望に意見を求めた。だが、西園寺は、「もし御前会議で決まったことがその通り行かなかった場合には、陛下の御徳を汚すばかりである²³」として御前会議に反対した。西園寺や牧野など側近が、乗り気でなかったことから、結局、この時の御前会議開催は立ち消えとなっ

た。天皇による御前会議提案は、もともと天皇のアイデアなのか、だれかの進言なのかは正確なところは不明だが、事変勃発直後の一九三一年九月一日、奈良侍従武官長が南次郎陸軍大臣にたいして

関東軍ハ其条例ニ指示セラレタル任務ノ範囲内行動ハ軍部専断シ得ヘキモ其以上ノコトハ閣議ノ決定ニ待ツヘク、尚大ナル出兵ヲ要スルカ如キ場合ニハ或ハ御前会議ヲ要スヘシ²⁴

と注意を与えていることから、「尚大なる出兵」の際には、御前会議を開くのも一策である、天皇は奈良から進言を受けていたのかもしれない。

一九三三年一月一日、満洲への兵力増派の允裁を仰ぎにきた閑院宮参謀総長にたいして、天皇は「熱河侵入ニ就テ慎重ノ態度ヲ採ル様²⁵」注意した。参謀総長に直接、こうしたことを言うのはそれまでにはなかったことなのだろう。奈良侍従武官長は、日記に「実ニ聖上ヨリ総長殿下ニ公然左様ノ御注意アリタルナリ」と特記している。²⁶天皇は、なぜ、これほどまでに、熱河侵攻を抑制しようとしたのか。もちろん、これ以上の膨張は、英米・国際聯盟との亀裂を決定的にすることを懸念したことは確かであるが、天皇は閑院宮総長にこうも語っているのである。

満洲に付ては此れまで都合好く進み来りたり、誠に幸なり、今後功一箕〔糞〕を欠く様の事ありては遺憾なれば、熱河方面に付ては特に慎重に処置すべし。²⁷

「奈良日記」には記録されていなかった部分、満洲については、こ

れまで「都合好く」すすんできたが、「今後功一箕〔實〕を欠く」、すなわち、次の一手を誤って元も子も無くしてしまつては残念であるので云々、という意味の一節は、関東軍の電撃的軍事行動にたいする天皇の賞賛が、かならずしも職責上の形式的なものではなかったことを示すものである。

また、ちょうどこの時期に、満洲事変勃発時の関東軍の主力部隊であった仙台・第二師団（師団長・多門二郎中将）と独断越境後、関東軍とともに転戦した朝鮮軍（羅南）の第三八旅団（旅団長・依田四郎少将）が、他部隊と交代してそれぞれ帰還してきた。第二師団司令部が、宇品港に到着するや、昭和天皇は現地に侍従武官・阿南惟幾大佐を派遣して「聖旨」を伝達するとともに、一月二三日には、多門・依田両「凱旋將軍」と幕僚たちを宮中・豊明殿に招いて陪食の機会を持ち、みづから慰勞の言葉を与え、その上、多門・依田には「御紋章付銀花瓶」と金一封を下賜した。²⁷天皇は、関東軍の熱河侵攻という新たな膨張行動を憂慮しつつも、かつての暴走の主役たちを国威を発揚した英雄として手厚く遇したのである。「戦果」をあげた「凱旋將軍」たちへの賞賛・厚遇は、現に戦闘に従事している関東軍、それを支える軍中央の將兵たちの士気を大いに鼓舞するものであった。

一九三三年二月四日、閑院宮参謀総長は熱河作戦実施にともなう関東軍の部隊配置の変更について天皇の許可をもとめた。配置変更の許可は、事実上、作戦開始許可であることは、天皇もよく了解していた。したがって、天皇は、総長に「対熱河作戦ハ万里ノ長城ヲ超テ関内ニ

進入スルコトナキ条件ニテ認可スル旨」申し渡し、条件付きで作戦を許可した。ところが、これは天皇の思わぬ「勇み足」となつてしまつた。

二月八日、齊藤実首相が、「熱河攻略ハ〔国際〕聯盟ノ關係上実行シ難キコトナレハ内閣トシテハ不同意ナリ」と上奏してきた。²⁸天皇は、内閣の方針を確認しないままに、参謀総長に作戦の許可を与えてしまつたことに驚き、「〔作戦許可ヲ〕取消シタシ、閑院宮ニ伝ヘヨ」と奈良侍従武官長と命じたが、奈良は一〇日に総長が拜謁に来る予定だから、その際に話をすればよいと、大元帥の作戦許可取り消しには慎重な姿勢をとつた。一〇日に天皇は、総長にたいして「熱河攻略ハ内閣ニテ能ク承認シ居ラサリシヤノ旨、尚中止シ能ハサルヤ」と、作戦中止を要求した。翌一日には、齊藤首相が、熱河作戦を強行すれば、日本は国際聯盟を除名される恐れがあるので、中止させたいが、軍部はすでに天皇の「御裁可」を得ていることを理由にどうしても中止に応じない、と訴えてきた。²⁹天皇は陸軍が、二月四日の作戦許可を楯に首相の中止要請をきかないことに憤慨したようで、奈良侍従武官長に「就テハ統帥最高令ニ依リ之ヲ中止セシメ得サルヤ」と「稍興奮遊ハサレテ」言った。³⁰天皇は、あらためて統帥大権を発動して、中止を命じようとしたのである。

だが、奈良侍従武官長は、天皇の作戦の裁可取り消しに強く反対し、天皇に「慎重熟慮」を求めた。奈良の主張は、

国策上害アルコトナレハ閣議ニ於テ熱河作戦ヲ中止セシメ得サル

道理ナシ、国策ノ決定ハ内閣ノ仕事ニシテ閣外ニテ彼是レ指導スルコトハ不可能ノコトナレハ熱河作戦ノ中止モ内閣ニテナササルヘカラス、陛下ノ御命令ニテ之ヲ中止セシメントスレハ大ナル紛擾ヲ惹起シ政変ノ因トナラサルヲ保チ難シ³⁷

というものである。国策上の重大事項であれば、内閣が決定すべきことで、軍事作戦もやるか否かの決定は内閣がすべきである、内閣が中止したければ、内閣の責任で中止させなければならない、というのである。

この奈良の意見について私は、拙著『大元帥・昭和天皇』において「奈良の意見は、憲法論議としてはむしろ正論であり、政治はかくあるべきである、という点では確かにその通りであろう。しかし、奈良の意見は筋論としては的確であったが、現実の政治における政府と軍部の力関係を無視した『あるべき』論であった³⁸」と評価した。それに対して安田浩氏は、この「あるべき」論を「見当違いの評価³⁹」と批判し、奈良の意見は、「内閣輔弼の重視という立憲主義的な形式をとりながら、内閣と軍部の対立には天皇を裁定者としては登場させない」という、この時期の元老・宮中側近の路線にそったものであったと評価されるべきであろう³⁷とされたのである。また、安田浩『天皇の政治史』の書評において、永井和氏も「安田氏の批判は、山田氏がたてまえたとしての『立憲主義』の現実的機能を見落としている点に向けられる³⁸」としている。安田氏の批判は、私が奈良が「統帥権独立」を当然のものとして認めていた点にふれず、「奈良の意見は、憲法論議とし

てはむしろ正論」としたこと起因しているものと思われる。確かに、「憲法論議としてはむしろ正論」という言い方は、奈良の意見が美濃部達吉らの憲法解釈と質的に同じものであるとの印象をあたえたとと思われる。私の説明不足は否めないもので、補足しておきたい。私が言いたかったことは、安田氏の言葉を借りれば「内閣と軍部の対立には天皇を裁定者としては登場させない」という憲法解釈が、当時の国家指導層とりわけ元老西園寺公望や宮中側近において主流であり、奈良もそうした見解をもっていた、ということである。「あるべき」論とは、美濃部流憲法解釈学における「あるべき」論ではなく、元老・宮中側近グループにとっての「あるべき」論である。ここで議論を元に戻す。

天皇は奈良侍従武官長の説得に納得せず、その日にうちにあらためて奈良に「熱河問題ハ三省ト別問題トシ熱河攻略ハ中止スルヲ可ト考フル故、此点ニ関シ意見ヲ聞きたいと書簡をもって質した³⁹。奈良も再度「内閣以外ニテ之ヲ中止セシムルハ不適當」と書簡で答えた⁴⁰。結局、このやりとりで天皇も奈良の意見に従い、翌二月二日、天皇はあらためて、長城線を超えないことを条件に熱河作戦を許可する旨参謀本部に伝えさせた⁴¹。

熱河作戦の許可をめぐる天皇の動揺は、天皇にとって苦い経験となった。政府の方針をみずから確かめた上でないと、うかつに作戦の許可を出してはならないこと、一度出した命令（許可）は、容易に撤回できないこと、大元帥・天皇にとっては強烈な体験であった。しかし、なにより、日本の進路にとって重大だったのは、熱河作戦が斉藤首相

らの懸念した通り、日本の国際聯盟での立場を決定的に悪くし、結局は国際聯盟脱退へとつながってしまったことである。

関東軍による熱河作戦は、一九三三年二月二三日に開始された。翌二四日、国際聯盟総会は、リットン報告書を賛成四二・反対一（日本）・棄権一（シヤム）で採択し、日本代表の松岡洋右は議場を退席した（日本の聯盟脱退通告は、三月二七日）。

関東軍は三月上旬には長城線に達したが、さらに中国軍を長城線付近から駆逐しようと、四月になると長城線を越えて河北省へと侵攻を開始した。四月一八日、天皇は、四月六日より奈良武次大将にかわって新たに侍従武官長となっていた本庄繁大将（満洲事変勃発時の関東軍司令官）を呼び、「関東軍ニ対シ、其前進ヲ中止セシムベキ命令ヲ下シテハ如何」と下問した。⁴³これは「御下問」とはいうものの、さうとう強い調子の発言であったものと思われる。本庄が、天皇の言葉を真崎甚三郎参謀次長に伝えるや、翌一九日には、参謀総長は関東軍に長城線に復帰するよう指示を出している。⁴⁴そのため関東軍は、長城線まで兵力を引き下げざるを得なかった。新任の侍従武官長・本庄には、天皇は摂政の頃から武官長である奈良にたいしてよりも強くものが言えたり、本庄も天皇の言葉をそのまま参謀本部に伝えたのである。⁴⁵だが、河北省の中国軍の打破と華北進出の足場づくりをねらう関東軍は、参謀本部の同意を得た上で、五月七日、再度、長城線を越えて作戦を開始した。⁴⁶当然のことではあるが、天皇は、これに憤慨した。

天皇は、一〇日、本庄侍従武官長に次のように言っている。

関東軍は長城線を越へ引続き関内に進出しつゝあるが、元来参謀総長が熱河に軍を進むべきを請ひし時、「(1)関内に進出せざる」と、(2)関内を爆撃せざることを条件として許可したるものなり。然るに、何時までも関内に進軍するは、情況の変化と云はゞ夫れまでなるべく、外交問題と雖深く懸念にも及ばざるべしと雖、一日総長が明白に、予が条件を承はり置きながら、勝手に之を無視したる行動を採るは、綱紀上よりするも、統帥上よりするも穩当ならず⁴⁷

国際聯盟脱退を通告した後であるので、天皇は、関東軍の膨張行動を、外交問題というよりも、大元帥である自分の意図を無視したことに力点をおいて叱責している。ただ、注目すべきは、天皇は前回の関東軍の長城線突破の時とは異なり、作戦中止までは求めなかったことである。本庄も「陛下は敢て作戦を差控へしめんとせられる杯の御意図にあらず。只統帥の精神に悖るが如きを許さず、とせらるゝにあり⁴⁸」としている。これは、あくまでも本庄武官長の解釈が加わっているのだ、天皇の真意はわかりにくい。そもそも、本庄が天皇の意志を正確に伝えていると仮定しても、あえて作戦の中止までは求めないが、統帥の精神すなわち天皇親率の建て前をないがしろにしてはいけない、というのには、相矛盾する意見であると思われる。統帥の精神を尊重するならば、天皇が認めていない作戦は中止するのが筋であろう。しかし、これは、満洲事変が勃発したときに、独断越境した朝鮮軍に関して天皇が言った「此度は致方なきも将来は充分注意せよ」と同じ論理

なのである。始まった作戦は仕方がないが、以後は自分の意図・方針を尊重せよ、という現状追認の論理であり、そして、現状追認の後にくるのが、結果優先の論理なのである。

関東軍の河北省侵攻作戦は、天皇の当初の憂慮にもかかわらず急速に進み、軍事的に敗北した中国側は五月二十五日に停戦を申し出、三十一日には塘沽停戦協定が結ばれるにいたる。塘沽停戦協定は、長城以南に非武装地帯を設けることなど、日本側の主張をほぼ全面的に容認したものである。手法は乱暴であっても、明らかな軍事作戦の成功と中国政府の譲歩を獲得した以上、また、英米など列強の介入もなかったとあって、天皇は関東軍の行動を認めたのである。

熱河侵攻問題は、昭和天皇にとって大元帥としての行動様式を固める第一の契機となった。塘沽停戦協定が結ばれた後、六月一日に、熱河侵攻、国際聯盟脱退などの一連の出来事に関して、高松宮宣仁は次のように日記に記している。

お上の御心配はまことに大きなものである。陸軍は何をしてゐるのか。中央の統率はどうもきかぬ。而して国の信義は次ぎ次ぎに破れる。国際聯盟の脱退も止むを得ぬにしても先皇の結ばれたものを軽々しく捨てることは忍び難いところである。この内外多事の日本を若し自分の御代に傷つける様なことがあつては祖先の天皇にまことに申しわけない、と云つた様な（様に「か？」）唯現在又は将来の利害をもととした考へばかりではゐらせられぬ。最近数ヶ月で二貫近く体重が御減りになつた由だが、私は案外に実

際いつもより却つて御気分さわやかであられる様にお見受けした。御苦心もたしかに此の上なき御修養であつて御心労のよつてきたる帝王学の御素養を更に加へるものである。だが御心配によつて御食のへることは遺憾であつて、そうした時にはもつと勇氣をおもちにならねばならぬと信ずる。

高松宮は、天皇の言として、天皇の憂慮の念の源が、「先皇（大正天皇）の結ばれたものを軽々しく捨てることは忍び難」く、日本を「自分の御代に傷つける様なことがあつては祖先の天皇にまことに申しわけない」といったところにあることを伝えている。また、数ヶ月の間に「二貫近く」も体重が減つたとしつつも、天皇が「いつもより却つて御気分さわやかであられる様にお見受けした」としているのは注目に値する。満洲事変勃発以来の陸軍の無統制と熱河侵攻をめぐる内外情勢の困難は、昭和天皇にとって「此の上なき御修養」であり、「帝王学の御素養を更に加へるもの」と高松宮は見ているのである。

確かに、天皇は、身を細らせながらも、陸軍がおしすすめる極端な膨張主義を、時には抑制し、時には賞賛して士気を鼓舞しながら国威を發揚していくやり方を、体得しつつあつた。高松宮は天皇の気の弱さを心配しつつ、「もつと勇氣をおもちにならねばならぬ」としている。帝国主義国家・日本の君主＝大元帥として、昭和天皇が、高松宮の言うような「勇氣」（一定の押しの強さ）をもつにいたつたのは、この後の二・二六事件を経験してからのことであると思われる。

おわりに——本稿の結論——

満洲事変の勃発と、それに続く関東軍の熱河侵攻、国際聯盟脱退は、昭和天皇にとって政治と統帥に身を二つに引き裂かれかねない大きな試練であった。

満洲事変が勃発した当初、天皇は、一方で関東軍のやり方が乱暴で、英米・国際聯盟を刺激するのではないかと憂慮しつつも、他方で日本陸海軍の大元帥として、中央・出先の将兵の士気を鼓舞するためにも軍事的な勝利・成功は賞賛するという行動をとった。そして、英米などの大国と決定的に衝突しない範囲であるならば、日本の勢力圏を拡大していくことを容認したのである。

その後、関東軍が熱河省に侵攻して、国際聯盟において日本が完全に孤立し、聯盟脱退へと事態が進展する中で、天皇は、内閣の方針を確認しないままに、参謀総長に作戦の許可を与えてしまうという大きな失策をおかしてしまふ。熱河作戦の許可をめぐる天皇の動揺は、天皇にとって苦い経験となった。政府の方針をみずから確かめた上でないと、うかつに作戦の許可を出してはならないこと、一度出した命令（許可）は、天皇といえども容易に撤回できないことを天皇は身をもって学んだと言える。しかし、天皇は、奈良武次侍従武官長の交代を機に、華北に侵攻しようとする関東軍を一度は押さえ、大元帥としての権威を保った。

このような政治と軍事の摩擦、激動する現実政治の中で、天皇は、

身を細らせながらも、陸軍がおしすすめる極端な膨張主義にたいして、時にはそれを抑制し、時には賞賛して士気を鼓舞しながら国威を発揚していくやり方を体得していったといえる。国際関係を考慮しての「穏健さ」と、機を見て勢力圏を拡大しようとする膨張主義という、昭和天皇の帝国主義国家・日本の君主としての行動様式は、基本的にこの満洲事変・熱河侵攻の時期に形成されたものであるといえよう。

注

- (1) 波多野澄雄・黒沢文貴編・解説「奈良武次侍従武官長日記（抄）」『中央公論』一九九〇年九月号・一〇月号所収、一九三二年九月一九日の条。以下、本日記を「奈良日記」と略す。
- (2) 同前。
- (3) 同前、一九三二年九月二日の条。
- (4) 伊藤隆・広瀬順昭編『牧野伸顕日記』（中央公論社、一九九〇年）四七四頁。一九三二年九月二日の条。
- (5) 前掲「奈良日記」、一九三二年九月二日の条。
- (6) 同前。
- (7) 『参謀本部 臨参命・臨命集成 第一巻 昭和六年九月〜昭和十一年』（エムティ出版、一九九四年）四〇頁。
- (8) 前掲「牧野伸顕日記」四七四頁。一九三二年九月二日の条。
- (9) 前掲「奈良日記」、一九三二年九月二日の条。
- (10) 同前、一九三二年一〇月九日の条。
- (11) 同前、一九三二年一〇月八日の条。
- (12) 同前。
- (13) 高橋弘ほか編『昭和初期の天皇と宮中——侍従次長河井弥八日記』第五卷（岩波書店、一九九四年）二二五頁。一九三二年二月三日の条。

- (14) 同前、二二七頁。一九三一年二月二五日の条。
- (15) 前掲『牧野伸顕日記』四九五頁。一九三二年一月一日の条。
- (16) 同前、四九七頁。一九三二年一月八日の条。
- (17) 前掲『参謀本部』臨参命・臨命集成 第一巻 昭和六年九月〜昭和十一年 四四〜四五頁。
- (18) 井原頼明『増補 皇室事典』(一九四二年、富山房、復刻版一九八八年) 四六七頁。
- (19) 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー編著『昭和天皇独白録・寺崎英成御用掛日記』(文藝春秋、一九九一年) 三五頁。以下、本書を『昭和天皇独白録』と略す。
- (20) 前掲『牧野伸顕日記』五三四頁、一九三三年一月九日の条。
- (21) 同前。
- (22) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第二巻(岩波書店、一九五〇年) 四二八頁。
- (23) 前掲『奈良日記』一九三二年九月一九日の条。前掲『河井弥八日記』第五巻、一五三頁にも同趣旨の記録がある。
- (24) 同前(『奈良日記』、一九三三年一月一四日の条)。
- (25) 同前。
- (26) 前掲『牧野伸顕日記』五三八頁。一九三三年一月一七日の条。
- (27) 荻野晃也・河野益近編『昭和天皇新聞記事集成 昭和元年〜一五年』(第三書館、一九九〇年) 五六八頁。
- (28) 前掲『奈良日記』一九三三年二月四日の条。
- (29) 同前、一九三三年二月八日の条。
- (30) 同前。
- (31) 同前、一九三三年二月一〇日の条。
- (32) 同前、一九三三年二月一日の条。
- (33) 同前。
- (34) 同前。
- (35) 拙著『大元帥・昭和天皇』(新日本出版社、一九九四年) 五二頁。
- (36) 安田浩『天皇の政治史』(青木書店、一九九八年) 二二二頁。
- (37) 同前、二二三頁。
- (38) 『年報・日本現代史』第五号〈講話問題とアジア〉(現代史料出版、一九九九年八月刊) 二四五頁。
- (39) 前掲『奈良日記』一九三三年二月一日の条。
- (40) 同前。
- (41) 同前。
- (42) 本庄繁『本庄日記』(原書房、一九六七年) 一五九頁。
- (43) 防衛庁防衛研修所戦史室・戦史叢書8『大本営陸軍部(1)』(朝雲新聞社、一九六七年) 三三六頁。
- (44) 同前、三三七頁。
- (45) 前掲『本庄日記』一六〇頁。
- (46) 同前。
- (47) 高松宮宣仁『高松宮日記』第二巻〈昭和八年〜十二年〉(中央公論社、一九九五年) 八九〜九〇頁。
- (一九九九年九月三十日受付、一九九九年十月四日受理)